2015年度自己点検・評価結果

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																								評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	100周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
1 理念・目的	101 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	理念・目的の明確化 実績や資源からみた理念・目的の適切性 個性化への対応	【基盤①】学部、学科または課程ごとに、大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。	1.大学学則、大学院学則、法務研究科学則に人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めていること。	101-【基盤①】総括	基本問題				A																							大学学則、大学院学則、法務研究科学則に人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている。	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を、大学学則、大学院学則、法務研究科学則に継続的に記載する。		
					1.人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を設定し、大学学則（第1条）に記載している。【学部】	基本問題				A																										
					2.人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を設定し、大学院学則（第2条）に記載している。【研究科】	基本問題				A																										
					3.人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を設定し、法務研究科大学院学則（第2条）に記載している。【法科】	基本問題				A																										
			【基盤②】高等教育機関として大学が追求すべき目的(※)を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。 ※「大学基準の解説」基準1、学校教育法第83条、第99条等参照	1.大学が追求すべき目的を踏まえて、大学・学部・研究科の理念・目的を設定していること。	101-【基盤②】総括	基本問題				A																							大学が追求すべき目的を踏まえて、大学・学部・研究科の理念・目的を設定し学生便覧に掲載して、常時閲覧できる状態になっている。	大学・学部・研究科の理念・目的の学生便覧への掲載を継続し、効果を持続させる。		
					1.大学、学部の理念・目的を設定して、学生便覧に掲載している。【学部】	基本問題				A																										
					2.大学院、研究科の理念・目的を設定して、学生便覧に掲載している。【研究科】	基本問題				A																										
					3.法務研究科の理念・目的を設定して、学生便覧に掲載している。【法科】	基本問題				A																										
			【達成度①】当該大学、学部・研究科の理念・目的は建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。	1.大学、学部・研究科の理念・目的が、建学の精神、目指すべき方向性等を明確にしていること。	101-【達成度①】総括	基本問題				A																							大学・学部・研究科の理念・目的は、建学の精神や目指すべき方向性を明らかにしており、これを踏まえて学部・研究科でカリキュラムを編成している。建学の精神をより深く学ぶことのできる「キリスト教学」や「西南学院史」の受講状況は良好で、正課外でも、宗教部活動（チャペルなど）やボランティア活動（災害ボランティアなど）を通じて、キリスト教主義精神の持つ意義の体験的理解が進められている。	建学の精神から教育研究、現場業務まで繋がる一貫性のもとに、2015年度に「中長期計画2016-2025」を策定した。今後は、これに基づいて単年度事業計画の実施を推進していく。		
					1.学長、学部長、研究科長が、各々の理念・目的を建学の精神を踏まえて明確にし、構成員へ周知・浸透させている。	基本問題				A			○																							
					2.「キリスト教学」や「西南学院史」の充実と強化をはかり、本学の理念・目的を学生に周知させている。	教務												A																		
					3.建学の精神及び教育理念に基づいて、各学部の教育課程、開講科目の特色が強化されている。	教研																	A													
					4.宗教部活動を通じて、キリスト教主義精神の持つ意義の体験的理解が進められている。	宗教											A																			
					5.ボランティア活動を通じて、キリスト教主義精神の持つ意義の体験的理解が進められている。	ボラン																											A			
					6.中・長期的な教育研究計画を策定している。	教研																	A												

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																								評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	100周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
1 理念・目的	102 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。	構成員に対する周知方法と有効性 社会への公表方法	【基盤③】公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること。	1.大学・学部・研究科の理念・目的を、刊行物、ホームページ等によって周知・公表していること。	102-【基盤③】総括	基本問題				A																							大学・学部・研究科の理念・目的は、刊行物、ホームページ等によって周知・公表され、学生・保証人や地域住民等の全ての関係者が常時、その内容を確認できる状態になっている。2015年度に策定した「中長期計画2016-2025」についても、刊行物やホームページ等による公表、及び教職員には携帯可能な名刺サイズの一覧を配付し、周知を図っている。	大学・学部・研究科の理念・目的は、刊行物、ホームページ等によって周知・公表され、学生・保証人や地域住民等の全ての関係者が常時その内容を確認できる状態を持続させる。		
					1.学生便覧、大学院学生便覧、法務研究科学生便覧、入学案内及びホームページ等で、大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表している。	基本問題				A																										
	103 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	なし	【達成度②】理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	1.理念・目的の適切性を検証する責任主体として、下記委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」及び「細則」とにその権限、手続を明記していること 2.下記委員会で、定期的に理念・目的の適切性を検証し、抽出された課題を改善していること 大学全体：基本問題点評委 学部全体：全学FD点評委 大学院全体：大学院点評委 学部：学部点評委 研究科：研究科点評委 法務研究科：法務点評委	103-【達成度②】総括	教研																		A									学部長に理念・目的の検証の際に、課題があれば改善を検討してもらうようにしており、必要な学則改正を実施した。学則改正を行った学部は、神学部、文学部、国際文化学部である。	前述のような検証体制を継続させて、理念、目的にそった人材の育成ができているかどうかを検証する。また必要に応じた規程改正を実施していく。		
					1.理念・目的の適切性を検証する責任主体として、上記点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記し、検証プロセスを適切に機能させている。	教研																		A													
					2.上記点検評価委員会で、定期的に理念・目的の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。	教研																		A												

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																							評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	100周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
2 教育研究組織	201 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。	教育研究組織の編制原理 理念・目的との適合性 学術の進展や社会の要請との適合性	【達成度①】教育研究組織は、当該大学、学部・研究科等の理念・目的を実現するためにふさわしいものであるか。	1.本学の理念・目的の実現に相応しい、教育研究組織を整備していること。	201-【達成度①】総括	基本問題				B																								大学においては、2015年度に「新分野の教育・研究組織を考える検討委員会」を設置して理系学部の設置について検討を始めた。また、2017年度からの入学定員増の申請に向けての検討を行い2016年度に申請する予定である。大学院では2016年4月に人間科学研究科臨床心理学専攻修士課程を開設した。共通教育センターの設置について、部長会議において設置の方向性について承認を得た。	2016年度は、2015年度に新分野の教育・研究組織を考える検討委員会及びワーキングチームにおいて検討した内容をさらに深める。独立大学院・専門職大学院増設、及びエクステンションセンター設置については、検討課題としているが現在構想がないため、今後引き続き検討を行う。
					1.大学、学部・学科、研究科、センター等の各教育研究組織、及び事務局組織は、教育研究活動及び管理運営を通じて理念・目的の実現を図るために各組織の現状分析を行ったうえで、改善のための政策を立案し実行している。																														
					1－1学部・学科の新設・改編実績 ※評価指標1の※を参照	基本問題				A																									
					1－2大学院の新設・改編実績 ※評価指標1の※を参照	大学院															B														
					1－3共通教育センター（仮称）の設置　※評価指標1の※を参照	教研																			A									
					1－4エクステンションセンター（仮称）の設置 ※評価指標1の※を参照	コミュ子ども						B																						
	202 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。	なし	【達成度②】教育研究組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	1.教育研究組織の適切性を検証する責任主体として、基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記していること 2.基本問題点検評価委員会で、定期的に教育研究組織の適切性を検証し、抽出された課題を改善していること	202-【達成度②】総括	基本問題				A																								教育研究組織の適切性を検証する責任主体として、基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限・手続を明記し、検証プロセスを適切に継続的に機能させて実質化を図っている。	基本問題点検評価委員会において、今後も定期的に教育研究組織の適切性を検証し、抽出された課題を改善していく。及び、2017年度に受審する大学基準協会の認証評価への対応を通じて抽出した課題の改善に積極的に取り組む。		
					1.教育研究組織の適切性を検証する責任主体として、基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記し、検証プロセスを適切に機能させている	基本問題				A																									
					2.基本問題点検評価委員会で、定期的に教育研究組織の適切性を検証し、抽出された課題を改善している	基本問題				A																									

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	全学	学部									研究科								法科	評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標			神	英文学科	英語専攻	仏語専攻	商	経	法	人間	国文	法学	経営	文学英文	文学仏文	経済	神学	人間	国文		点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
3 教員・教員組織	301 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	教員に求める能力・資質等の明確化 教員構成の明確化 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	【基盤①】採用・昇格の基準等において、法令（※）に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。 ※学校教育法第92条、その他大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等の関係法令参照	1.教員の資格要件及び能力資質を評価指標として提示している規程に規定していること。	301-【基盤①】総括	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	教員の資格要件及び能力資質については、評価指標として提示している各規程に規定されている。	必要に応じた規程改正（見直し）は適宜行う。		
					1.対象規程に教員に求める能力・資質等の必要事項を記載している	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
			【基盤②】組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。	1.西南学院大学規程に、組織的な教育を実施するために必要な役割分担、責任の所在を明記していること。	301-【基盤②】総括	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	大学規程10条～29条にかけて役割分担や責任の所在等の必要事項が明記されている。	必要に応じた規程の改正（見直し）は適宜行う。組織の改編の際、留意する。		
					1.西南学院大学規程に役割分担や責任の所在等の必要事項を記載している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
			【達成度①】専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学として求める教員像を明らかにしたうえで、当該大学、学部・研究科の理念・目的を実現するために、学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有している	1.大学として求める「西南学院大学の求める教員像」及び「西南学院大学教員組織の編制方針」について明示していること。 2.「西南学院大学の求める教員像」を踏まえた「学部・研究科単位の求める教員像」を、学部・研究科単位の教員像として明示していること。 3.「西南学院大学教員組織の編成方針」を踏まえた「学部・研究科単位の教員組織の編制方針」を、学部・研究科ごとの教員組織の編制方針として明示していること。 4.設定した「教員像」及び「教員組織の編制方針」を構成員が共有していること。	301-【達成度①】総括	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	2015年12月8日の部長会議において大学として求める教員像及び教員組織の編制方針が定められた。	大学として求める教員像及び教員組織の編制方針が定められたことにより、学部・研究科単位の教員像、教員組織の編制方針の明確化が図られることになった。この状態を継続していく。		
					1.「西南学院大学の求める教員像」及び「学部・研究科単位の求める教員像」を作成し、明示している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
					2.「西南学院大学教員組織の編制方針」及び「学部・研究科単位の教員組織の編制方針」を作成し、明示している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
			【達成度②】方針と教員組織の編制実態は整合性が取れているか。	1.教員組織の編制方針と編制実態の整合性が取れていること。	301-【達成度②】総括	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	1～7、いずれの評価指標に照らしても適切な状況である。	上記の状況が保てるようPDCAサイクルを回していく。		
					1.教員組織の編制方針を踏まえて、教員組織を編成している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
					2.授業科目と担当教員の適合性を判断する措置を導入している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
					3.大学院研究科において複数指導体制等の適正な指導体制を採用している。	大学院法科	A										A	A	A	A	A	A	A	A	A				
					4.一定の実績を持った准教授が、大学院の授業を担当可能とする制度を採用している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
					5.教員組織における外国人教員の割合を適正値にしている。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
					6.専任教員一人当たりの学生数が大学設置基準等が示す数値を上回っている。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
					7.教育の質的向上を目指し、センターの運営を円滑にすすめるために、センター勤務の外国語教員、事務職員、学生アシスタントを適正数雇用・配置するとともに、能力開発に注力し人的資源の一層の充実を図る。	言セ	A																						

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	全学	学部									研究科								法科	評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標			神	英文学科	英語専攻	仏語専攻	商	経	法	人間	国文	法学	経営	文学英文	文学仏文	経済	神学	人間	国文		点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
3 教員・教員組織	302 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	編制方針に沿った教員組織の整備 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備 研究科担当教員の資格の明確化と適正配置（院・専院）	【基盤③】当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令（大学設置基準等）によって定められた必要数を満たしていること。※【法令によって定められた必要数】大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準及びこれらに付随する文部科学省告示等参照	1.毎年5月1日時点において、法令に定める専任教員数を充足していること。 2.毎年5月1日時点において、法令を基に本学が独自に定める専任教員数を充足していること。	302-【基盤③】総括	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	法令に定める専任教員数を充足している。詳細は大学基礎データ参照。	第12次財政計画において定めた独自に定めた教員数を充足していく。		
					1.毎年5月1日時点の専任教員数が大学設置基準等に定める数値を上回っている。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
					2.毎年5月1日時点において、法令を基に本学が独自に定める専任教員数を充足している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
			【基盤④】特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること。※大学設置基準第7条第3項	1.毎年5月1日時点において、教員組織の年齢構成が一定年代に偏らず適正であること。	302-【基盤④】総括	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	40才以上の年齢層の人数を5年ごとにみていくと各年齢層とも20人代～30人代の幅であり、一定年代に偏っていない。詳細は大学データ2015年度分参照。	26才～30才、31才～35才、36才～40才、これらの年齢層の人数をより手厚くすることでさらにバランスのとれた年齢構成とすることができる。		
					1.毎年5月1日時点において、教員組織の年齢構成が適正である。当面の目標値を、30代：○%、40代：○%、50代：○%、60代：○%とする。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
	303 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化 規程等に従った適切な教員人事	【達成度③】教員の募集・採用・昇格に関して、基準、手続を明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取組んでいるか。	1.「西南学院大学教員任用基準」、及び「西南学院大学任用基準細則」に、教員の募集・採用・昇格に関する基準、手続を明文化し、その適切性・透明性を担保していること。	303-【達成度③】総括	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	全ての学部において、上記の規程をふまえて募集、採用に関する取扱要領を定めて、厳格に運用している。	教員の募集、採用及び昇格について基準、手続は明文化されている。適切性・透明性が担保されるよう継続して厳格な運用を行う。		
					1.「西南学院大学教員任用基準」及び「西南学院大学任用基準細則」に、教員組織の募集・採用・昇格に関する基準・手続を明文化している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
	304 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	教員の教育研究活動等の評価の実施 ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性	【達成度④】教育研究、その他の諸活動（※）に関する教員の資質向上を図るための研修等を恒常的かつ適切に行っているか。※ここでいう諸活動とは、社会貢献、管理業務などを含む教員に求められる様々な活動を指す。授業方法の改善等、教育内容・方法の向上を意図した取組については「基準4」（3）で取り扱う	1.全学FD・学士課程教育推進委員会及び各学部・学科・研究科単位のFD委員会を定期的に開催し、教員の資質向上を図るための研修等を行い、教員・教員組織の質の維持・向上に努めていること。	304-【達成度④】総括	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	全学FD及び各学部・研究科単位のFD委員会は定期的に実施されており、各学部ごとに年間報告書が全学FD委員会に提示されている。	授業等の改善以外の面でのFDにてより一層の取組みを推進し、FDの質を高めていく。		
					1.全学FD・学士課程教育推進委員会及び各学部・学科・研究科単位のFD委員会を定期的に開催している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
			【達成度⑤ 】教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化に努めているか。	1.研究成果を評価し、奨励するための制度を設けていること 2.教育成果を評価し、奨励するための制度を設けていること	304-【達成度⑤ 】総括	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	研究活動の業績は上記2つの規程により制度化されている。本学における研究の成果としての業績が学術上著しく価値ありと認められた場合、または本学における研究の成果として、博士の学位を授与された場合に表彰されることになっている。	このような制度の存在を自己点検の機会に教職員に浸透を図っていく。		
					1.研究成果を評価し、奨励するための規程を制定し、適正に運用している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
					2.教育成果を評価し、奨励するための規程を制定し、適正に運用している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
			【達成度⑥】教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	1.教員・教員組織の適切性を検証する責任主体として、下記委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記していること 2.下記委員会で、定期的に教員・教員組織の適切性を検証し、抽出された課題を改善していること 大学全体：基本問題点評委 学部：学部点評委 研究科：研究科点評委 法務研究科：法務点評委	304-【達成度⑥】総括	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	評価指標記載のとおり、権限、手続を明記している。各学部・研究科の点検・評価委員会において定期的に教員・教員組織の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。	毎年度、企画課が作成している「自己点検・評価実施要領」に手続を記載している。毎年、目標設定シートに目標を記載し、根拠資料に基づいて点検・評価を行い、その結果を当該委員会において検証し、抽出した課題を改善する。この取組みを継続する。		
					1.教員・教員組織の適切性を検証する責任主体として、上記点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記し、検証プロセスを適切に機能させている。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
					2.上記点検評価委員会で、定期的に教員・教員組織の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	全学	学部									研究科							法科	評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標			神	英文学科	英語専攻	仏語専攻	商	経	法	人間	国文	法学	経営	文学英文	文学仏文	経済	神学	人間	国文		点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
4 1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方法	411 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示 教育目標と学位授与方針との整合性 修得すべき学習成果の明示	【基盤①】理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件（卒業要件・修了要件）等を明確にした学位授与方針を設定していること。	1.「西南学院大学学位授与方針」を、学部・学科・専攻、及び研究科単位の課程修了にあたって修得しておくべき学修成果とその達成のための諸要件を明記した学位授与方針として定めていること。	411-【基盤①】総括	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	B	B	A		建学の精神の下、明確な理念で教育目標を掲げており、それに沿った学位授与方針を設定している。	今後も定期的に学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の内容を周知徹底する。また、各教員による授業内容との整合性をチェックできる仕組みを維持するため、情報の公開と定期的な見直しを行う。		
					1.課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件（卒業要件・修了要件）等を明確にした各学部・学科・専攻の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を設定している。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	B	B	A					
			【達成度①】学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関しているか。	1.学位授与方針と連関した教育課程の編成・実施方針を設定していること。	411-【達成度①】総括	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		学位授与方針と連関した教育課程の編成・実施方針を設定しており、カリキュラムは体系的に構築されている。	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の内容を周知させ確認するとともに、各教員が担当する授業内容との整合性をチェックできるようにする。また、2つのポリシーと整合性が保たれているかをチェックするようなシステムを構築する。		
					1.学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と連関した教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を設定している。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A					
	412 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示 科目区分、必修・選択、単位数等の明示	【基盤②】学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科ごとに設定していること。	1.学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、学部・研究科単位の教育課程の編成・実施方針を設定し、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方を明記していること。	412-【基盤②】総括	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	B	A	A	B	B		教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針を設定しており、学生便覧に「教育目標」「カリキュラム（概要）」、履修モデル等を掲載し、その基本的な考え方を明記している。	学生便覧に記載している履修指導の内容に、カリキュラム・ポリシーとして示しているものをもう少し明確に反映させた方が、学生がより理解しやすくなり、適切な履修が出来るようになる。		
					1.教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方が明記されている。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	B	A	A	B	B					
	413 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。	周知方法と有効性 社会への公表方法	【基盤③】公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していること。	1.学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を適正な手段・方法によって周知・公表していること。	413-【基盤③】総括	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		大学ホームページと学生便覧に、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表している。	学位授与方針と教育課程の編成・実施方針のさらなる周知と実現を目指して、オリエンテーションや説明会だけではなく、演習等の少人数教育のクラスにおいても、各教員が日常的にアドバイスを行う。		
					1.学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を、公的な刊行物（学生便覧、入学案内）ホームページ等に掲載し、周知・公表されている。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A					
	414 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。	なし	【達成度②】教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	1.教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証する責任主体として、下記委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」及び「細則」にその権限、手続を明記していること 2.下記委員会で、定期的に教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証し、抽出された課題を改善していること 大学全体：基本問題点評委 学部：学部点評委 研究科：研究科点評委	414-【達成度②】総括	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		各学部点検評価委員会（又は各学部教授会）で定期的に教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証している。	適切性は、各学部のFD委員会の議論の中で全専任教員によって定期的に検証されているが、全学的に検証するシステムを構築するとさらによい。		
					1.教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証する責任主体として、上記点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記し、検証プロセスを適切に機能させている。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A					
					2.上記点検評価委員会で、定期的に教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A					

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	全学	学部									研究科								法科	評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標			神	英文学科	英語専攻	仏語専攻	商	経	法	人間	国文	法学	経営	文学英文	文学仏文	経済	神学	人間	国文		点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
4 2 教育課程・教育内容	421 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	必要な授業科目の開設状況 順次性のある授業科目の体系的配置 「専門教育・教養教育の位置づけ」（学部） 「コースワークとリサーチワークのバランス」（院）	【基盤①】【学士】幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程が編成されていること。 ※大学設置基準第19条第2項	1.学士課程教育において、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程が編成されていること。 2.学士課程教育において、教養教育、専門教育の位置付けを明確にしていること。 3.高大連携に配慮した入学前教育および初年次教育を実施していること。	421-【基盤①】総括	学部	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A									専門教育と教養教育の位置付けは明確であり、学生便覧に明記している。また、新入生、在学生の履修指導で学生便覧やオリエンテーション資料に基づき、指導を行なっている。	基本科目や発展科目といった体系性を持った科目配置をした上で、履修モデル等を学生に配布し、そうした順次性、体系性を持った履修をさらに促す。		
					1.学士課程教育において、必要な授業科目を開設し、順次的かつ体系的に配置している。	学部	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A													
					2.学士課程教育において、専門教育と教養教育の位置付けを明確にしている。また、それを明記した学生配布用資料（オリエンテーション資料等）を作成している。	学部	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B													
					3.各学部・学科・専攻で高大連携に配慮した入学前教育および初年次教育を実施している。 関連指標：大学基準6．学生支援6－0－1、基盤②修学関係、評価指標③	学部	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A													
					4.高い情報対応力を備えた人材を養成するための情報教育カリキュラムを整備している。	情セ	A																						
					5.授業内容の精選に努め、魅力ある正課体育授業を提供している。年間履修学生2,700名（選択履修者の50%）を目指す。	体育	A																						
			【基盤②】【修士・博士】コースワーク・リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていること。 ※大学院設置基準第12条	1.修士・博士課程の教育課程においてコースワーク・リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていること。	421-【基盤②】総括	研究科	A										A	A	A	A	A	A	A	A		学問体系と専門的知識を理解できる多様なコースワーク科目を設置している。	研究者として自立した研究活動を行えるよう、またその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力が得られるよう、研究指導を中心とする教育・研究を展開する、		
					6.修士・博士課程の教育課程においてコースワーク・リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っている。また、それを明記した学生配布用資料（オリエンテーション資料等）を作成している。	研究科	A										A	A	A	A	A	A	A	A					
			【基盤③】【専門職】理論教育と実務教育を適切に組み合わせ、教育を行っていること。 ※専門職大学院設置基準第6条	1.専門職課程の教育課程において理論教育、実務教育を適切に組合わせた教育を行っていること。	421-【基盤③】総括	法科	A																		A	カリキュラムとして1.2年次では理論的な科目を、3年次では模擬裁判や総合演習を必修科目として理論教育、実務教育を適切に組合わせている。	研究者教員と実務家教員とが担当する共同授業を実施し、実務的な観点等を取り入れている。		
					1.専門職課程の教育課程において理論教育、実務教育を適切に組合わせた教育課程を編成している。また、それらの位置付けを明確にした学生配布用資料（学生便覧、オリエンテーション資料等）を作成している。	法科																			A				
	422 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	「学士課程教育に相応しい教育内容の提供」（学部） 「専門分野の高度化に対応した教育内容の提供」（院） 「理論と実務との架橋を図る教育内容の提供」（専） 「初年次教育・高大連携に配慮した教育内容」（学部）	【達成度①】教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性を明確に示しているか。（評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する）学生の順次的・体系的な履修への配慮	1.学士課程及び修士課程・博士課程の教育課程の編成・実施方針に従い、学生に期待する学習成果の修得につながる、順次性、体系性に配慮した教育課程となっている。	422-【達成度①】総括	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	教育課程は順次的、体系的に編成されており、学生主任による履修指導、年度始めのガイダンスで、学生に周知徹底している。 履修条件や科目内容は単位の実質化を目指して設定されており、シラバスで学生に周知している。	科目の年次配置とともに履修モデル等を提示することによって、順序性を促している。		
					1.順次性、体系性に配慮して教育課程を編成し、学生に履修を促している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
					2.単位の実質化を目的として、履修条件や科目内容を設定している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
					3.留学・語学研修の機会を拡充し、学生へその機会の活用を促している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B				
					4.正課・正課外での指導と支援を通じてキャリア教育を実施している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	B	A	A	B	A	B	A	A	A	A	A	A	A				
					5.資格取得を支援する科目や制度を設定している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A	A				
					6.履修上限単位数（科目数）に配慮して開講科目数を設定している。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A					
			【達成度②】教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	1.教育課程の適切性を検証する責任主体として、下記委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記していること 2.下記委員会で、定期的に教育課程の適切性を検証し、抽出された課題を改善していること 大学全体：全学FD点評委 大学院全体：大学院点評委 学部：学部点評委 研究科：研究科点評委	422-【達成度②】総括	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		各学部点検評価委員会（又は各学部教授会）で定期的に教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性を検証し、改善を図っている。	アンケート調査を分析し、カリキュラムの見直しを行う。また、すでに作成しているカリキュラムマップの精緻化を図る。		
					1.教育課程の適切性を検証する責任主体として、上記点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記し、検証プロセスを適切に機能させている。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A					
					2.上記点検評価委員会で、定期的に理念・目的の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A					

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	全学	学部									研究科								法科	評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標			神	英文学科	英語専攻	仏語専攻	商	経	法	人間	国文	法学	経営	文学英文	文学仏文	経済	神学	人間	国文		点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
4 3 教育方法等	431 教育方法および学習指導は適切か。	教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実 学生の主体的参加を促す授業方法 「研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導」（院） 「実務能力の向上を目指した教育方法と学習指導」（専）	【基盤①】当該学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること。	1.教育目標を達成するために学士課程教育、博士・修士課程教育における講義、演習、実験・実習等の授業形態を明確にしていること。	431-【基盤①】総括	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	教員に詳細なシラバスの作成を義務づけ、授業内容と評価基準の明記を促している。	シラバスにより学生が自らの学習プログラムを意識し、履修科目を選択できるように配慮する。		
					1.学士課程教育、修士・博士課程教育において、各授業の授業形態（講義、演習、実験・実習等）を明確にしている。また、当該授業形態をシラバスに掲載している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
			【基盤②】【学士】1年間の履修科目登録の上限を50単位未満に設定していること。これに相当しない場合、単位の実質化を図る相応の措置がとられていること。	1.1年間の履修科目登録の上限を50単位未満に設定する。 2.50単位を超える履修を認める場合には、超過履修単位数を最小に抑制した上で、厳格な成績評価を行う。	431-【基盤②】総括	学部	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A										1年間の履修科目登録の上限を各年次別履修単位表として学生へ提示している。 履修の上限を超える学部においては、資格取得のためである。	履修科目登録の上限を超える場合には、修得状況の把握や資質能力の指標に対しての自己評価や振り返りを行い、学習成果を測定・把握する。		
					1.1年間の履修科目登録の上限が50単位未満である。	学部	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A													
					2.50単位を超えて履修を認める場合には、厳格な成績評価を行うことを制度化している。	学部	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A													
			【基盤③】【修士・博士】研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っていること。	1.修士・博士課程教育において、研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っていること。	431-【基盤③】総括	研究科	A										A	A	A	A	A	A	A	A		研究指導計画は，博士前期課程は「演習」、博士後期課程は「研究指導」のシラバスで説明している。	公開の研究論文構想発表会・中間発表会・最終発表会などの機会等を利用して、研究科教員全体からも学位論文作成の指導を受けている。		
					1.学生配布用の研究指導計画を作成し、学生に提示している。	研究科	A										A	A	A	A	A	A	A	A					
					2.研究指導計画に基づいて研究指導、学位論文作成指導を行っている。	研究科	A										A	A	A	A	A	A	A	A					
			【達成度①】教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において、適切な教育方法をとっているか。	1.各授業科目の特性に応じて、適切な教育方法を採用していること。	431-【達成度①】総括	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	カリキュラム検討委員会やFD委員会において、カリキュラムの検討や運営方法等の改善を定期的に行っている。	今後は入試制度の変更などにともなう学生の動向に注目し、より高い教育効果を発揮できる学習プログラムの導入などを検討していく。		
					1.教育課程の編成・実施方針と、各授業科目の教育方法の整合が取れていること。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A					
					2.「特色ある学部教育実施経費」や学内GP、教育IPなどを利用し、各学部・学科・専攻の教育課程・教育目標を達成するための取組みを実施している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
					3.学生に期待する学習成果の修得を可能とするために教育・学習支援のためのSA、TA制度を導入している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
	432 シラバスに基づいて授業が展開されているか。	シラバスの作成と内容の充実 授業内容・方法とシラバスとの整合性	【基盤④】授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生があらかじめこれを知ることができる状態にしていること。	1.統一した書式を用いて、以下の各要件を適正に記載したシラバスを作成し、学生に事前に提示していること。	432-【基盤④】総括	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		シラバスの書式は、統一的書式の基準を示すことにより、その記述書式が統一されている。	シラバスの作成は、統一的書式とはいえ各教員に一任されており、シラバスがディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーと整合的するかの検証ができればよい。		
					1.統一した書式を用いて、各要件を適正に記載したシラバスを作成している。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A					
					2.学生に事前に提示している。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A					
	433 成績評価と単位認定は適切に行われているか。	厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示） 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性 既修得単位認定の適切性	【基盤⑤】授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。	1.授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。	433-【基盤⑤】総括	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		授業の内容、形態に応じた単位を設定している。	さらなる成績評価の方法や基準の統一化を行う。		
					1.授業の内容、形態に応じた単位を設定し、教職員が共有している。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A					
			【基盤⑥】既修得単位の認定を、大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施していること。	1.国内外の大学との単位互換での修得単位を含む既修得単位を、大学設置基準等を踏まえた学内基準を設定して認定していること。	433-【基盤⑥】総括	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	転・編入・学士入学の学生の国内外における他大学取得単位、国外派遣留学先での修得単位、福岡市西部地区五大学連携の単位互換科目の修得単位を含めた認定基準と方法を教職員が共有している。	留学先の大学が発行した成績表と使用教材・ノート類の提供を受けて、なるべく学生に不利にならないように単位換算を行う。		
					1.国内外の大学との単位互換での修得単位を含む既修得単位の認定基準と方法を定めた資料を作成し、大学構成員が共有している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
	434 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	【基盤⑦】教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。	1.教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。	434-【基盤⑦】総括	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	全学FD・学士課程教育推進委員会を定例的な開催のほか、授業の改善を目的とした学生への授業評価アンケートの実施や教育内容・方法等の改善を図るために大学全体で大学改革フォーラム等の組織的な研修を行っている。	2006（平成18）年から現在まで継続して、大学改革フォーラムを開催し、教育・研究の充実と強化を推進させるための知識の獲得と共有化及び構成員の意識の啓発を行っている。		
					1.全学FD・学士課程教育推進委員会を定例的に開催し、教員の資質向上を図るための研修等を行っている。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
					2.大学改革フォーラム、夏期教員懇談会、ファカルティ・リトリートを定例的に開催し、教員の資質向上を図るための研修等を行っている。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
					3.全学FD・学士課程教育推進委員会及び各学部・学科・研究科単位のFD委員会において、教員の資質向上を図る研修の開催時にアンケート等を実施している。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A					

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	全学	学部										研究科								法科	評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標			神	英文学科	英語専攻	仏語専攻	商	経	法	人間	国文	法学	経営	文学英文	文学仏文	経済	神学	人間	国文		点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
43 教育方法等	（前頁の続き）	（前頁の続き）	【達成度②】単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげているか。	1.ｼﾗﾊﾞｽの適切性とｼﾗﾊﾞｽに基づいた授業展開状況の適切性を検証する責任主体として、下記委員会を置き、「自己点検・評価規程」及び「細則」にその権限、手続を明記していること 2.下記委員会で、定期的にｼﾗﾊﾞｽの適切性とｼﾗﾊﾞｽに基づいた授業展開状況の適切性を検証し、抽出された課題を改善していること 学部全体：全学FD点評委 大学院全体：大学院点評委 学部：学部点評委 研究科：研究科点評委	434-【達成度②】総括	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A		組織的な取り組みとしては、本学大学院全体で構成する点検評価委員会及び各学部・研究科点検評価委員会が設置されている。	授業内容とシラバスとの整合性を授業評価の結果を踏まえて点検する。		
					1.ｼﾗﾊﾞｽの適切性とｼﾗﾊﾞｽに基づいた授業展開状況の適切性を検証する責任主体として、上記点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記し、検証プロセスを適切に機能させている。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A					
					2.上記点検評価委員会で、定期的にｼﾗﾊﾞｽの適切性とｼﾗﾊﾞｽに基づいた授業展開状況の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。	学部研究科	A	A	B	B	B	A	A	A	B	A	A	B	A	A	A	A	A	A					
			【達成度③】教育内容・方法等の適切性を検証する責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	1.教育内容・方法等の適切性を検証する責任主体として、下記委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記していること 2.下記委員会で、定期的に教育内容・方法等の適切性を検証し、抽出された課題を改善していること 学部全体：全学FD点評委 大学院全体：大学院点評委 学部：学部点評委 研究科：研究科点評委	434-【達成度③】総括	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		教育内容・方法等の適切性を検証する責任主体として、各学部点検評価委員会を置き、検証プロセスを適切に機能させている。 学部点検評価委員会で、定期的に教育内容・方法の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。	大学院全体や各学部のFD委員会及び点検評価委員会を定期的・積極的に行う。		
					1.教育内容・方法等の適切性を検証する責任主体として、上記点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記し、検証プロセスを適切に機能させている。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A					
					2.上記点検評価委員会で、定期的に教育内容・方法の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A					
44 教育成果	441 教育目標に沿った成果が上がっているか。	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）	【達成度①】課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標を開発し、適切に成果を測るよう努めているか。	1.学生の学習成果を測定するための評価指標を開発し、成果の測定を行っていること。	441-【達成度①】総括	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	B	A	A	A	B	A	学部では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と関連したルーブリックを作成している。	学修成果を測定するための評価指標の開発に、今後より一層取り組んでいく必要がある。		
					1.学生の学修成果を測定するための評価指標を開発している。	学部研究科	A	A	A	B	A	A	A	A	A	B	B	B	B	B	A	A	A	B					
					2.授業評価の質問項目の改善を定期的に実施し、評価の結果明らかになった項目を授業等へ反映している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	B	A	A	A	A	A				
					3.適正な成績評価と教育効果の測定を行っている。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A					
					4.新しい評価指標を開発し、教育内容・方法等の改善への活用に努めている。	学部研究科	B	B	B	B	A	B	B	A	A	B	B	B	B	B	B	B	B	B					
					5.授業評価を定期的に実施している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	B	B	A	A	B	A				
	442 学位授与（卒業・修了判定）は適切に行われているか。	学位授与基準、学位授与手続きの適切性 「学位審査の客観性・厳格性を確保する方策」（院）	【基盤①】卒業・修了の要件を明確にし、履修要綱等によってあらかじめ学生に明示していること	1.学生便覧に、明確な卒業・修了要件を定め、周知・公表していること。	442-【基盤①】総括	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	学部・研究科における卒業要件は、「学生便覧」のなかで明記している。	入学時のオリエンテーション時には「卒業要件その他履種規程に関する概略説明」を用いて、わかりやすく説明し、各ガイダンスにおいて周知徹底を図っている。		
					1.学士課程教育、博士・修士課程教育において、卒業・修了要件を明確にしている。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
					2.学士課程教育、博士・修士課程教育において、卒業・修了要件を明確にした学生配布用資料（学生便覧、オリエンテーション資料等）を作成している。	学部研究科法科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A				
			【基盤②】学位授与にあたり論文の審査を行う場合にあっては、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準（学位論文審査基準）を、あらかじめ学生に明示していること。	1.学位論文審査基準に、明確な学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準を定め、周知・公表していること。	442-【基盤②】総括	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		学部・研究科とも「学生便覧」において「卒業論文審査基準」を明記している。	「学生便覧」で明記しているが、入学時のオリエンテーション時等にもわかりやすく説明し、周知徹底を図る。		
					1.学士課程教育、博士・修士課程教育において、学位論文審査基準（学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準）を作成し、あらかじめ学生に明示している。	学部研究科	A	A	A	A	A	A	A	—	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A					
			【達成度②】学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続に従って、学位を授与しているか。	1.修士・博士等の学位授与にあたり、学位論文審査基準、及び論文作成ガイドライン等を作成して、学生に明示していること。	442-【達成度②】総括	研究科	B										A	A	B	B	A	A	B	B				学位授与までの手続きや審査基準については明文化されているが、論文作成ガイドラインについて大学院院生向けにわかりやすくまとめた資料はまだ作成していない。	論文作成ガイドラインの作成は今後の課題である。
					1.博士・修士課程教育において、学位論文審査基準、及び論文作成ガイドライン等を作成し、学生に明示している。	研究科	B										A	A	B	B	A	A	B	B					

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	全学	学部										研究科								法科	評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標			神	英文学科	英語専攻	仏語専攻	商	経	法	人間	国文	法学	経営	文学英文	文学仏文	経済	神学	人間	国文		点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
5 学生の受け入れ	501 学生の受け入れ方針を明示しているか。	求める学生像の明示 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示 障がいのある学生の受け入れ方針	【基盤①】理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学部・研究科ごとに定めていること。	1.学部・学科・専攻、研究科単位の「アドミッション・ポリシー（学生の受入方針）」を、学生の受入方針として設定していること。	501-【基盤①】総括	教研	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	学部、研究科単位のアドミッションポリシーを設定している。	求める学生像や修得しておくべき知識等の内容、水準がより明確となるよう改善する。		
					1－1.「学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）」に、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明記している。【学部】	入試	A																							
					1－2.「学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）」に、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明記している。【研究科】	大学院	A																								
					1－3.「学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）」に、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明記している。【法科】	大学院法科	A																								
			【基盤②】公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表している。	1.学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）を、公刊物、ホームページ等によって周知・公表していること。	501-【基盤②】総括	教研	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	アドミッションポリシーは入学案内、HP等で周知、公表されている。	アドミッションポリシーは2016年度に改正する予定であり、更新したものを周知、公表していく。		
					1－1.学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）を、公的な刊行物（入学案内）、ホームページ等に掲載し、周知・公表されている。【学部】	入試	A																								
					1－2.学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）を、公的な刊行物（入学案内）、ホームページ等に掲載し、周知・公表されている。【研究科】	大学院	A																								
					1－3.学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）を、公的な刊行物（入学案内）、ホームページ等に掲載し、周知・公表されている。【法科】	大学院法科	A																								
	502 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。	学生募集方法、入学者選抜方法の適切性 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	【基盤③】学生募集、入学者選抜の方法が、受験生に対して公正な機会が保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものであること。	1.入学者選抜実施要領を踏まえ、適正な学生募集を行い、受験生の能力・適正等を適切に判定する入学者選抜方法を採用していること。	502-【基盤③】総括	教研	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	入試センターにおいて、前年度の入試結果を検証し、課題を抽出し、次年度以降の入試制度の改善に継続的な協議に取組んでいる。その上で全学入試委員会に対策等を提言している。	次年度は英語の資格・検定試験を活用した制度や大学入試センター試験廃止後を見据えた新たな入試制度の導入を検討し、受験生の質の維持向上に努める。紙ベースの願書を廃止し、インターネットのみの出願への移行を検討する。		
					1－1.募集広報・周知方法が適切に実施されている。【学部】	入試	A																							
					1－2.募集広報・周知方法が適切に実施されている。【研究科】	大学院	A																							
					1－3.募集広報・周知方法が適切に実施されている。【法科】	大学院法科	A																							
					2－1.一般選抜入試（一般入試、大学入試センター試験利用入試、併用型入試）と特別選抜入試（各種推薦入試、AO選抜入試等）の比率を適正に維持している。【学部】	入試	A																								
					2－2.一般選抜入試（一般入試、大学入試センター試験利用入試、併用型入試）と特別選抜入試（各種推薦入試、AO選抜入試等）の比率を適正に維持している。【研究科】	大学院	A																								
					2－3.一般選抜入試（一般入試、大学入試センター試験利用入試、併用型入試）と特別選抜入試（各種推薦入試、AO選抜入試等）の比率を適正に維持している。【法科】	大学院法科	A																								
					3－1.入学者受入方針と入学者選抜方法及びカリキュラムとの関係を継続して改善している。【学部】	入試	A																									
					3－2.入学者受入方針と入学者選抜方法及びカリキュラムとの関係を継続して改善している。【研究科】	大学院	A																									
					3－3.入学者受入方針と入学者選抜方法及びカリキュラムとの関係を継続して改善している。【法科】	大学院法科	A																									
					4－1.入学試験問題の点検システムを維持し、継続して改善している。【学部】	入試	A																								
					4－2.入学試験問題の点検システムを維持し、継続して改善している。【研究科】	大学院	A																								
					4－3.入学試験問題の点検システムを維持し、継続して改善している。【法科】	大学院法科	A																								
					5.優秀な学生を確保するために、転・編入学及び学士入学試験を維持し、改善している。	入試	A																								
					6.途中退学者防止のための方策を充実し、強化する。	学生課	A																								

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	全学	学部										研究科								法科	評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標			神	英文学科	英語専攻	仏語専攻	商	経	法	人間	国文	法学	経営	文学英文	文学仏文	経済	神学	人間	国文		点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
5 学生の受け入れ	503 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	収容定員に対する在籍学生数比率の適切性 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	【基盤④】【学士】学部・学科における過去5年の入学定員に対する入学者比率の平均が1.00である（※）。 また、学部・学科における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00 ※【定員超過の場合の提言指針】 ≪実験・実習を伴う分野（心理学、社会福祉学に関する分野を含む）≫ 1.20以上：努力課題 1.25以上：改善勧告 ≪医学・歯学≫ 1.00以上：努力課題 1.05以上：改善勧告 ≪上記以外の分野≫ 1.25以上：努力課題 1.30以上：改善勧告 ※【定員未充足の場合の提言指針】 ≪全て≫ 0.9未満：努力課題 0.8未満：改善勧告	1.学部・学科の過去5年の入学定員に対する入学者比率の平均が、大学基準を踏まえ本学が独自に定める比率以下であること。（設定する比率は1.20未満であることを基本とする。） 2.学部・学科における収容定員に対する在籍学生数比率が、大学基準を踏まえ本学が独自に定める比率以下であること。（設定する比率は1.20未満であることを基本とする。） 2016年度は、設定する比率を、1.00に変更する。	503-【基盤④】総括	教研	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A										評価指標に定める基準をクリヤーしている。	上記評価指標に設定した状況を維持するよう努める。		
					1.学部・学科の過去5年の入学定員に対する入学者比率の平均が、大学基準を踏まえ本学が独自に定める比率以下であること。（設定する比率は1.20未満であることを基本とする。）	入試	A																						
					2.学部・学科における収容定員に対する在籍学生数比率が、大学基準を踏まえ本学が独自に定める比率以下であること。（設定する比率は1.20未満であることを基本とする。）	入試	A																						
			【基盤⑤】【学士】学部・学科における編入学定員に対する編入学生数比率が1.00である。 ※【定員超過の場合の提言指針】 ≪未完成学部を除く全て≫ 1.30以上：努力課題 ※【定員未充足の場合の提言指針】 ≪未完成学部を除く全て≫ 0.7未満：努力課題	1.学部・学科における編入学定員に対する編入学生数比率の目標値が1.00であること。	503-【基盤⑤】総括	教研	B																					編入学定員を設定している人間科学部社会福祉学科における編入学学生比率は0.45と目標値を下回っている。	志願者確保のために編入学指定校を訪問して出願依頼を行うとともに、指定校の追加等を検討する。
					1.学部・学科における編入学定員に対する編入学生数比率の目標値が1.00である。	入試	B																						
			【基盤⑥】【修士・博士・専門職学位課程】部局化された大学院研究科や独立大学院などにおいて、在籍学生数比率が1.00である。	1.大学院研究科と独立大学院の在籍学生数比率の目標値が1.00であること。	503-【基盤⑥】総括	教研	B																					国際文化研究科を除き全ての大学院研究科において目標値1.0を下回っている状況である。	例えば法学研究科においては、税理士試験免除申請者に配慮した教員配置や経済学研究科における社会人、留学生に対する入試広報活動の強化を検討する。
					1－1.大学院研究科と独立大学院の在籍学生数比率の目標値が1.00である。【研究科】	大学院	B																						
					1－2.大学院研究科と独立大学院の在籍学生数比率の目標値が1.00である。【法科】	大学院法科	B																						
			【達成度①】学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法は整合性がとれているか。	1.学生の受入方針と連関した学生募集、入学者選抜の実施方法を採用していること。	503-【達成度①】総括	教研	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	上記評価指標に関しては、入試センター入試課が現状分析を行い例年10月から翌年2月頃にかけて、次年度の入試に向けた検討事項を各学部に提案している。これにより各学部教授会でさらなる検討を行なっている。その結果を集約して全学入試委員会における検討と決定を行なっている。このようにして整合性をとっている。	上記の取組みを継続し、抽出された課題については適宜、改善を図っていく。		
					1－1.学生の受入方針と学生募集、入学者選抜の実施方法の整合性がとれている。【学部】	入試	A																						
					1－2.学生の受入方針と学生募集、入学者選抜の実施方法の整合性がとれている。【研究科】	大学院	A																						
					1－3.学生の受入方針と学生募集、入学者選抜の実施方法の整合性がとれている。【法科】	大学院法科	A																						
	504 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。	なし	【達成度②】学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	1.学生の受け入れの適切性を検証する責任主体として、下記委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記していること 2.下記委員会で、定期的に学生の受け入れの適切性を検証し、抽出された課題を改善していること 学部：入試センター点評委 研究科：大学院点評委 法務研究科：法務点評委	504-【達成度②】総括	教研	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	上記評価指標のとおり西南学院大学自己点検評価規程等に手続、権限を明記し、学生の受入れについて定期的検証を行い、抽出した課題の改善に取組んでいる。	上記の状況を維持し、抽出された課題については適宜、改善を図っていく。		
					1-1.学生の受け入れの適切性を検証する責任主体として、上記点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記し、検証プロセスを適切に機能させている。【学部】	入試	A																						
					1-2.学生の受け入れの適切性を検証する責任主体として、上記点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記し、検証プロセスを適切に機能させている。【研究科】	大学院	A																						
					1-3.学生の受け入れの適切性を検証する責任主体として、上記点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記し、検証プロセスを適切に機能させている。【法科】	大学院法科	A																						
					2-1.上記点検評価委員会で、定期的に学生の受け入れの適切性を検証し、抽出された課題を改善している。【学部】	入試	A																						
					2-2.上記点検評価委員会で、定期的に学生の受け入れの適切性を検証し、抽出された課題を改善している。【研究科】	大学院	A																						
					2-3.上記点検評価委員会で、定期的に学生の受け入れの適切性を検証し、抽出された課題を改善している。【法科】	大学院法科	A																						

2015年度自己点検・評価結果

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																							評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	100周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
６ 学生支援	601 学生が学修に専念し、安定した学生生活が送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。	学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化	【達成度①】修学支援、生活支援、進路支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。	1.理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する方針を定めている。 2.適切な手段・方法によって、学生支援に関する方針を教職員で共有していること。	601-【達成度①】総括	基本問題				A																								2015年度に「学生支援の方針」を定め、その中に、修学支援・生活支援・障がいのある学生に関する支援・進路支援の各方針について明記している。この方針はキャンパスガイドに記載して教職員で共有している。留学生に関しては、有意義に修学できるよう修学・生活・進路全般の支援を行っているが、明確な支援方針は特に定めていない。奨学金については、関連規程に目的を明文化して運用し、支援を行っている。	毎年度、「学生支援の方針」の適切性を検証し、必要に応じて改正を加える。2016年度の国際センター委員会において、留学生の修学・生活・進路全般についての方針を定め、教職員で共有する。		
					1.理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえた修学支援に関する方針を定めている。	学生											A																					
					2.理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえた生活支援に関する方針を定めている。	学生											A																					
					3.理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえた進路支援（就職支援・キャリア形成支援）に関する方針を定めている。	ｷｬﾘｱ																									A						
					4.障がいのある学生に関する支援方針を定めている。（修学・生活・進路全般）	学生											A																				
					5.受け入れ留学生に関する支援方針を定めている。（修学・生活・進路全般）	国セ																					B										
					6.適切な手段・方法によって、学生支援に関する方針を教職員で共有している。	学生											A																				
			【達成度③】学生支援の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	1.学生支援の適切性を検証する責任主体として、学生部点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記していること 2.学生部点検評価委員会で、定期的に学生支援の適切性を検証し、抽出された課題を改善していること	601-【達成度③】総括	基本問題				B																								（前頁の続き）	（前頁の続き）	毎年度学生部点検評価委員会を開催し、2015年度には学生支援に関する方針を定めた。しかし、毎年度点検評価結果を確認することによって適切性の検証プロセスを機能させていたものの、議事録にはその旨を明記していなかった。	継続的な適切性の検証に努め、改善が必要な箇所を発見し、適時に改善できるように努める。今後は、根拠資料に基づく点検評価結果の確認と改善事項の抽出を行うことによって、適切性の検証プロセスを機能させ、その旨を議事録に残す。
					1.学生支援の適切性を検証する責任主体として、学生部点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記し、検証プロセスを適切に機能させている。	学生											B																				
					2.学生部点検評価委員会で、定期的に学生支援の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。	学生											B																				

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																							評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	100周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
6 学生支援	602 学生への修学支援は適切に行われているか。	留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性 補習・補充教育に関する支援体制とその実施 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性 奨学金等の経済的支援措置の適切性	【達成度②修学関係】方針に沿って、修学支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。（評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する） ・留年者及び休・退学者の状況把握と対処 ・学生の能力に応じた補習・補充教育の実施 ・障がい学生に対する修学支援の実施 ・奨学金等の経済的支援の実施	1.修学支援に関する方針及び障がいのある学生に関する支援方針に従い、支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用していること。 2.留年者および休学者、退学者の状況を把握し、適切に対処していること。 3.補習・補充教育に関する支援体制が整備され、適切に実施されていること。 4.奨学金等の経済的支援措置が整備されていること。	602-【達成度②修学関係】総括	基本問題				A																							全学的な学生支援の協働体制を構築しており、2015年度の卒業延期率は13.8%、休学率は1.8%、退学率は0.8%名で、奨学金制度や障がいのある学生の支援体制を確立している。また、2014年度から入学前教育を実施している。法科大学院において2015年度は授業料の大幅な減額を行った。	大学院生を含めた障がい学生の支援を、保健管理室とボランティアセンターの連携により行ったが、今後もこのノウハウを蓄積して有効に活用できるように取り組む他、毎年度適切性の検証を行い、必要に応じて、支援・指導・相談体制の確立を行う。		
					1.学部学生の修学支援に関する各種指導・相談体制を整備している。【学部】	学生												B																			
					2ー1.大学院学生の修学支援に関する各種指導・相談体制を整備している。【研究科】	大学院														A																		
					2ー2.大学院学生の修学支援に関する各種指導・相談体制を整備している。【法科】	大学院法科															S																	
					3.補習・補充教育に関する支援体制が整備され適切に実施されている。	教研																		A														
					4.学部学生の個別の経済事情に応じた奨学金制度を整備している。【学部】	学生												A																				
					5ー1.大学院学生の個別の経済事情に応じた奨学金制度を整備している。【研究科】	大学院														B																		
					5ー2.大学院学生の個別の経済事情に応じた奨学金制度を整備している。【法科】	大学院法科															B																	

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																								評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	100周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
6 学生支援	603 学生の生活支援は適切に行われているか。	心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮 ハラスメント防止のための措置	【達成度②生活関係】方針に沿って、生活支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。（評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する） ＜生活支援＞ ・学生相談室等、学生の相談に応じる体制の整備、学生への案内 ・各種ハラスメント防止に向けた取り組み	1.生活支援に関する方針及び障がいのある学生に関する支援方針に従い、生活支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用していること。 2.各種ハラスメントの相談体制が整備され、各種防止対策が講じられていること。	603-【達成度②生活関係】総括	基本問題				A																							学部学生及び大学院生（法科大学院含む）の生活支援（指導・相談等への対応）のため、学生部長、学生主任、学生課、保健管理室、学生相談室、西南会館、体育館等の役職及び組織を整備して連携して支援を行っている。2016年4月に障がいのある学生に対する支援体制を構築した。	学生の多様化に伴い、相談件数の増加及び相談内容の多様化・複雑化傾向がある。今後は、教員組織、学生課、保健管理室、学生相談室及び関連部署との連携体制を再整備し、気になる学生の早期発見及び支援が必要な学生の組織的な支援を行えるように、制度整備を行う。		
					1.学部学生の生活支援に関する各種指導・相談体制を整備している。【学部】	学生											A																			
					2－1.大学院学生の生活支援に関する各種指導・相談体制を整備している。【研究科】	大学院														A																
					2－2.大学院学生の生活支援に関する各種指導・相談体制を整備している。【法科】	大学院法科															A															
					3.知力と体力とを兼ね備えた健全な学生スポーツ実現のための体育会への支援体制が充実している。	学生													B																	
					4.知力と体力とを兼ね備えた健全な学生スポーツ実現のための体育会への支援体制が充実している。	体育																			A											
					5.各種課外活動を学生の人間的成長を促すための正課外教育として位置づけ支援体制が充実している。	学生													A																	
					6.各種ハラスメントの防止対策が講じられ、相談体制が整備されている。	基本問題			A										○																	
	604 学生の進路支援は適切に行われているか。	進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施 キャリア支援に関する組織体制の整備	【基盤①】学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。	1.進路支援に関する方針及び障がいのある学生に関する支援方針に従い、進路支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用していること。	604-【基盤①】総括	基本問題				A																										就活生に対する行事の3本柱として、就職説明会（4回）、就職講座（19回）、模擬試験を実施し、及び就職活動解禁直前に集中講座を行うなど、学生の準備状況に応じたプログラムを展開した。低学年向けの行事を行い、4学科においては1年次基礎演習において新たに「キャリアデザイン講座」を実施した。また、大学院生（法科大学院含む）に対しても、教員とキャリアセンターが連携して、情報提供や現状把握、相談への対応を行った。	新たな就職活動日程に対応した就職支援行事を、実施時期と内容を見極めながら引き続き強化する。具体的にはセミナー実施企業を拡大するなどして学生の進路選択の幅を広げると同時に社会人との接点を増やすなど、更なる学生の就業観醸成を図る。また、キャリア教育の位置付けを明確化して、教学部門が進める共通教育の整備と合わせて、適切な取組を展開する。		
					1.学部学生の進路支援に関する各種指導・相談体制を整備している。	キャリア																									A				
					2.就職支援プログラムが充実している。	キャリア																									A				
					3.キャリア形成支援プログラムが充実している。	キャリア																									A				
					4－1.大学院学生の進路支援に関する各種指導・相談体制を整備している。【研究科】	大学院														B																
					4－2.大学院学生の進路支援に関する各種指導・相談体制を整備している。【法科】	大学院法科															A															
					5.教育・研究活動を通じた支援体制が構築されている。【研究科】	大学院														B																
					6.教育・研究活動を通じた支援体制が構築されている。【法科】	大学院法科															A															

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																							評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	100周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
7 教育研究環境	701 教育研究環境の整備に関する方針を明確に定めているか。	学生の学習および教員による教育環境整備に関する方針の明確化 校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画	【達成度①】学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針を、当該大学、学部・研究科の理念・目的を踏まえて定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。	1.理念・目的を踏まえた学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針を定めていること。 2.適切な手段・方法によって、学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針を教職員で共有していること。 3.方針に従い、大学および各機関が環境整備に係る独自の活動を展開していること。 4.校地・校舎・施設・設備に係る計画が策定されていること。	701-【達成度①】総括	基本問題				A																						校地・校舎・施設・設備に係る計画については、2011年度に「大学キャンパスグランドデザイン」を策定し、2015年度には新図書館の工事に着手し2016年8月に竣工予定である。 2015年度に基本問題点検評価委員会において、「教育研究等環境整備の方針」を策定した。	「大学キャンパスグランドデザイン」に沿って、2016年度以降は図書館新館のリニューアル計画や、新体育センターなどの計画を行う予定である。その際には、建物のイニシャルコストだけでなくランニングコストなどLCCについても慎重に検討することにしている。なお、2016年度は、前年度に策定した「教育研究等環境整備の方針」を教職員間で共有する。		
					1.理念・目的を踏まえた学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針を定めている。※「21世紀の西南学院一課題、基本方針、計画一“Impacting the World”」※財政計画基本方針　※「西南学院ビジョン及び中長期計画」）	基本問題				A																										
					2.適切な手段・方法によって、教育研究の環境整備に関する方針を教職員で共有している。	基本問題				A																										
					3.キリスト教を教育の基本理念とする西南学院大学の付属機関として、キリスト教文化、教育文化、地域文化等の発展と普及を実物資料によって示し、大学教育のみならず、地域に根差した施設として地域文化の向上と生涯学習の実践に貢献する。	博物																						A						
					4.校地・校舎・施設・設備に係る計画が策定されている。	基本問題									A																			
			【達成度③】教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	1.教育研究等環境の適切性を検証する責任主体として、下記委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」及び「細則」にその権限、手続を明記していること 2.下記委員会で、定期的に教育研究等環境の適切性を検証し、抽出された課題を改善していること 施設、設備面：基本問題点評委 組織、制度面：教育・研究推進機構点評委	701-【達成度③】総括	基本問題				A																						教育研究等環境の適切性を検証するための責任主体・組織・権限・手続については、「西南学院大学自己点検・評価規程」等に規定され運用されている。具体的には、学長を委員長とする基本問題点検評価委員会において大学の管理運営に関する基本的事項（理念・組織・人事・財務・施設等）に関して全学的な立場から点検・評価を行った。	各部署が自己点検・評価した内容については、その点検・評価結果を尊重しながら、主に、あまり進歩していない項目について協議しているが、経年的に自己評価が上がらない事項があれば、その原因と方策に関する協議を強化する。		
					1.教育研究等環境の適切性を検証する責任主体として、上記点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記し、検証プロセスを適切に機能させている。	基本問題				A																										
					2.上記点検評価委員会で、定期的に教育研究等環境の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。	基本問題				A																										
					3.教育研究等環境の適切性を検証する責任主体として、上記点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記し、検証プロセスを適切に機能させている。	教研																	A												
					4.上記点検評価委員会で、定期的に教育研究等環境の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。	教研																	A												

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																									評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	100周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
7 教育研究環境	702 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。	校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保	【基盤①】校地および校舎面積が、法令上の基準（大学設置基準等）を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備していること。	1.校地および校舎面積が、法令上の基準（大学設置基準等）を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備していること。	702-【基盤①】総括	基本問題				A																								校舎面積、及び校地面積（西新・田尻の両校地）は、いずれも、大学設置基準で求められている数値を上回っている。また、大学設置基準第36条に規程されている諸施設についても、設置されている。	今後も、大学設置基準36条に規程されている施設が設置されていることを維持する。		
					1.校舎面積が、大学設置基準を上回っている。※設置基準上必要面積：32,821㎡	基本問題										A																					
					2.校地面積が、大学設置基準を上回っている。※設置基準上必要面積：67,000㎡、	基本問題										A																					
					3.設置基準上必要な施設が整備されている。（運動場、体育館等）	基本問題										A																					
			【達成度②施設・設備関係】方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を備えているか。（評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する） ・バリアフリーに対応する等、施設・設備の安全性、利便性を向上させるための取り組み	1.方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を整えていること。	702-【達成度②施設・設備関係】総括	基本問題				A																								大学キャンパスグランドデザインに沿って、施設・設備の整備計画を推進する体制が整備されている。大学全体及び施設ごとの安全・衛生に関する管理運営体制については、毎月1回、大学衛生委員会を開催して労働安全衛生活動の確認を行っている。また、ビル管法及び労働安全衛生活動計画に基づき職場巡視・空気環境測定等を行い、環境安全・衛生の維持・向上を図った。	労働安全衛生活動については、改正労働安全衛生法に基づき2016年11月末までにストレスチェック制度に関して大学衛生委員会で審議し、教職員に説明の上実施する。危機管理体制については、「学校法人西南学院危機管理規程」の下、学院危機管理基本マニュアルを作成する予定である。		
					1.大学キャンパスグランドデザインに沿って、整備計画を推進する体制が整備されている。	基本問題										B																					
					2.大学全体および各施設ごとの安全・衛生に関する管理運営体制が整備されている。	基本問題	A																														
					3.大学全体および各施設ごとの安全・衛生の維持・向上に関する対策が講じられている。	基本問題	○									A																					
					4.大学全体および各施設ごとの防災・防犯対策が十分に講じられている。	基本問題	A									○																					
					5.教育環境の変化、学生生活の多様化に配慮したアメニティ空間、人と環境に配慮した施設・設備が整備されている。	基本問題										A					○																	
					6.研究資料が作成できる共同作業スペース、学術研究所備付図書設備、教職員が自由に懇談できるラウンジが整備するとともに、個人研究が機能的に実施できる状態にする。	学研																		A														
					7.教育・研究推進機構と連携をとりながら、研究活動活性化のための取り組みを実行する。	学研																		A														
					8.施設の安全管理面を強化し、安心して所員が研究活動に従事できる状態にする。	学研																		A														
					9.危機管理体制が整備されている。	基本問題	A																														

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																								評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	100周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
7 教育研究環境	703 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。	図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備	【基盤②】大学、学部・研究科等において十分な教育研究活動を行うために、図書館において必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備えていること。	1.大学、学部・研究科等において十分な教育研究活動を行うために、図書館において必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備えていること。	703-【基盤②】総括	基本問題				B																									毎年、約2万冊の図書を受け入れ、雑誌は為替等による値上がりもあったが、概ね購入を継続できている。E-bookの購入も増加している。また、新図書館の設置に向けて全蔵書の在庫調査及びその後のデータ入力の是正により資料提供サービスの質を高めた。ただし、蔵書構成の方針・体制の基盤整備及び電子資料の購入・活用は今後の課題である。	教育研究活動に必要な資料は継続して受け入れると共に、除籍の運用内規を定め適切な処理が継続的に行われている。今後は体系的な資料収集として、蔵書構成の方針・選書方法等を見直したい。その方法の一つとして、電子資料の購入ルール策定やディスカバリーサービス等の検索支援ツールの導入も検討したい。
					1.大学、学部・研究科等において十分な教育研究活動を行うための、必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備えている。	図書																B															
			【達成度②図書・学術関係】方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を備えているか。（評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する） ・国立情報学研究所のGeNiiや他の図書館とのネットワークを整備する等の、学術情報へのアクセスの充実 ・座席数・開館時間など、学生の学修に配慮した図書館利用環境の整備	1.図書館の管理運営が、学生の学修に配慮した利用環境であること。 2.図書館、学術情報サービスが十分に機能していること。	703-【達成度②図書・学術関係】総括	基本問題				C																									図書館の管理運営が学生の学修に配慮した利用環境であることを目指し、新図書館の建設に際しては、施設面からの工夫などを行ったが、現在は移行期であり、移転のための諸計画や作業への対応が必要で日常業務を遅滞なく行うことを優先しているため、また、新計画の進捗と合わせて利用者教育等を考える必要があるため、2015年度は人的サポート体制を充実させる計画などを思うように進めることができなかった。	新図書館の設置に合わせて、諸計画の検討を行う。
					1.施設・設備、開館時間等の利用環境が整備されている。	図書																	S															
					2.人的サポート体制が充実している。	図書																	C															
					3.利用者教育、初年次教育を実施している。	図書																	C															
					4.国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムを整備している。	図書																	C															
			【基盤③】図書館、学術情報サービスを支障なく提供するために、専門的な知識を有する専任職員を配置していること。	1.図書館、学術情報サービスを支障なく提供するために、専門的な知識を有する専任職員を配置していること。	703-【基盤③】総括	基本問題				C																									専任職員は、各種研修会等に参加するなど自己研鑽により専門的知識の修得を継続的に行っている。しかしながら、今後、図書館職員として必要な専門的知識内容の提示、段階的・継続的な育成方法等の検討・整備が必要である。	専門的な知識を身に付けるためには、一人ひとりの実情に即した研修等が計画的に実施される必要がある。その実施に向けて図書館専任職員として必要な専門知識の修得事項を提示するほか、OJTや各種研修会の参加により、計画的・継続的に専門職員の育成を図っていきたい。また、専任職員が行うサービス内容についての、質・量に対する評価を体系的に行うことも解決すべき課題の一つである。
					1.図書館、学術情報サービスを支障なく提供するために、専門的な知識を有する専任職員を配置している。	図書																	C															

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																								評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	100周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
7 教育研究環境	704 教育研究を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備 ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備 教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保	【基盤④】専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給している。	1.専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給していること。	704-【基盤④】総括	基本問題				A																							研究活動を実施するために、所定の規程に従って必要な研究費を支給している。	個人研究費を規程している「個人研究費規則」、「個人研究用図書規則」等の関係規程を必要に応じて見直すことにより、充実した研究活動に資することとする。		
					1.充実した研究活動を実施するために、所定の規程に従って必要な研究費を支給している。	教研																		A												
			【基盤⑤】専任教員のための研究室を整備していること。	1.専任教員の研究活動に必要な研究室を整備していること。	704-【基盤⑤】総括	基本問題				A																							研究設備利用規則に則り、充実した研究活動を実施するために必要な個人研究室及び共同研究室を提供している。	今後も、各研究室の広さを維持する。		
					1.充実した研究活動を実施するために必要な個人研究室を提供している。	教研																		A												
					2.充実した研究活動を実施するために必要な共同研究室を提供している。	教研																		A												
					3.個人研究室の広さが19.44㎡である。	教研																		A												
					4.共同研究の広さが19.44㎡である。	教研																		A												
			【達成度②】方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を備えているか。（評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する） ・研究専念時間の設定など、教員の研究機会の保障　・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の人的支援　・研究倫理に関する規程の整備、研修会の開催、学内審査機関の設置等、研究倫理を浸透させるための措置	1.「西南学院大学教育・研究環境の整備方針」を踏まえて、学生や教員の希望等を反映した適正な環境が整備されていること。	704-【達成度②】総括	基本問題				A																							「教育研究等環境整備の方針」に基づいて、学生や教員の希望等を反映した適正な環境を整備している。具体的には、IT環境、TA・RA制度、在学研究・共同研究等の研究制度、教員データベース等である。	現在進めている環境整備を発展的に展開していく。教員データベースの活用については、教員の任意（強制ではない）となっており、教員自身によるデータ更新にむらがある状況である。今後あらためて、システムの有効活用を働きかけてく必要がある。		
					1.ITを活用して、教育・研究環境を整備している。	教研																		A												
					2.会議や事務処理の合理化・効率化、役職等の業務の平準化及び授業（時間）の適正化を進めて、教員が研究に専念できる時間を設定している。	教研																		B												
					3.研究推進・支援のための部署を設置して職員を配置するとともに、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の人的支援を行っている。	教研																		A												
					4.研究倫理に関する規程を整備し、研究倫理を浸透させるための組織や制度を設けている。	教研																		B												
					5.国際的または国内的な共同研究を展開し、提携先を拡大している。	教研																		A												
					6.在外研究・国内研究制度を充実させている。	教研																		A												
					7.個人研究を活性化させ、学会発表、論文等刊行とWEB掲載などによって研究成果を公表している。	教研																		A												
					8.科学研究費補助金その他の外部資金を積極的に獲得している。	教研																		B												

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																							評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	100周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
7 教育研究環境	（前頁の続き）	（前頁の続き）	（前頁の続き）	（前頁の続き）	9.高度な教育と研究を支援するための十分な情報処理基盤を整備する。	情セ																					A								（前頁の続き）	（前頁の続き）		
					10. 高い情報対応力を備えた人材を養成するための情報教育カリキュラムを整備している。	情セ																					B											
	705 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。	研究倫理に関する学内規程の整備状況 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性	【達成度②】方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を備えているか。（評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する） ・研究専念時間の設定など、教員の研究機会の保障 ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の人的支援 ・研究倫理に関する規程の整備、研修会の開催、学内審査機関の設置等、研究倫理を浸透させるための措置	1.「西南学院大学教育・研究環境の整備方針」を踏まえて、学生や教員の希望等を反映した適正な環境が整備されていること。	705-【達成度②】総括	基本問題				B																											2008年に「研究活動の不正行為に関する取扱い規則」を定めた。西南学院大学において行われる研究活動について、不正行為が生じた場合の取り扱い等に関し、必要な措置を講じ、適正な解決を図ることを目的としている。	「研究活動の不正行為に関する取扱い規則」を定め、研究倫理教育責任者を置くこととしたが、今後、研究倫理に関する説明会の実施などさらなる啓発活動の必要性を検討したい。
					11.e-ラーニングに象徴される情報技術を活用した新しい教育方法を推進する。	情セ																					A											
					12.世界中から優秀な研究者及び留学生が集まり、本学の教員、学生と切磋琢磨し、文化を多元的に理解しあう環境を整備する。	国セ																						B											
					13.外国語教育のための最新の設備を整備し、より良い言語学習環境を整える。	言セ																								B									
					14.学生・教職員のライフステージに応じた自主的スポーツ活動の推進に向けて、運営体制や環境の整備に取り組み、健康や体力の維持・向上を目的として行うスポーツ活動を支援している。（スポーツ振興：生涯スポーツ社会の実現	体育																			B															

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																								評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	100周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
8 社会連携・社会貢献	801 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。	産・学・官等との連携の方針の明示 地域社会・国際社会への協力方針の明示	【達成度①】社会連携・社会貢献に関する方針を、当該大学、学部・研究科の理念・目的を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。	1.理念・目的を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針を定めていること。 2.適切な手段・方法によって、社会連携・社会貢献に関する方針を教職員で共有していること。	801-【達成度①】総括	基本問題				A																							2014年度に策定した「西南学院ビジョン」において、5つのビジョンのひとつに地域貢献を掲げ、教職員で共有し、またホームページ等において公開している。また、2015年度に西南コミュニティーセンター運営委員会において「社会連携・社会貢献の方針」を策定し、教育研究と並ぶ大学の重要な使命として、社会連携・社会貢献の推進に積極的に取り組むことを明	2016年度に、「社会連携・社会貢献の方針」を教職員間で共有する。合わせて、大学ホームページでの公開も検討する。		
					1.理念・目的を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針を定めている。	コミュ子ども					A																							
					2.適切な手段・方法によって、社会連携・社会貢献に関する方針を教職員で共有している。	コミュ子ども					A																							
			【達成度③】社会連携・社会貢献の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	1.社会連携・社会貢献の適切性を検証する責任主体として、基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記していること 2.基本問題点検評価委員会で、定期的に社会連携・社会貢献の適切性を検証し、抽出された課題を改善していること	801-【達成度③】総括	基本問題				A																							社会連携・社会貢献の適切性を検証する責任主体として、基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限・手続きを明記し、検証プロセスを適切に機能させている。2015年度に西南コミュニティーセンターが策定した「社会連携・社会貢献の方針」についても、基本問題点検評価委員会及び全学点検評価委員会幹事会において適切性の検証を行った。	今後も基本問題点検評価委員会を継続的に開催し、社会連携・社会貢献に関する点検・評価結果の検証を通して、抽出した課題の改善を行う。		
					1.社会連携・社会貢献の適切性を検証する責任主体として、基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記し、検証プロセスを適切に機能させている。	基本問題					A																									
					2.基本問題点検評価委員会で、定期的に社会連携・社会貢献の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。	基本問題					A																							
	802 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。	教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動 学外組織との連携協力による教育研究の推進 地域交流・国際交流事業への積極的参加（地域交流） 地域交流・国際交流事業への積極的参加（国際交流）	【達成度②】方針に沿って社会連携・社会貢献を推進しているか。	1.社会連携・社会貢献に関する方針に沿って社会連携・社会貢献を推進していること。	802-【達成度②】総括	基本問題				A																						社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、公開講座やリカレント講座など多くの取り組みを行なっている。また、2002年7月に設置したボランティアセンターにおいて、毎年学生や教職員へのボランティア活動の支援等多くの取り組みを、自治体や大学間のネットワークを活用して行っている。本学が保有する施設・設備の積極的な開放も行い、地域に貢献している。	2016年4月に本学は、福岡市と「災害時における施設等の利用協力に関する協定」を締結し、本協定に基づき、地震などの災害時に本学体育館を避難所として地域住民に開放するほか、飲料水・非常食・防寒具等を順次備蓄することとした。		
					1.社会連携・社会貢献を推進するための制度や組織体制が整備されている。	コミュ子ども					B																							
					2.教育研究の成果を基に、学外への情報発信、生涯教育の機会提供を積極的に行っている。	基本問題				A	○						○				○ ○											
					3.学外組織との連携協力による教育研究の推進が図られている。	コミュ子ども				△	A																							
					4.学生、教職員による地域の事業や活動への支援が恒常的に行われている。	ボラン																									A			
					5.本学が保有する施設・設備を積極的に開放・利用することにより、質の高い文化事業等を提供し、社会連携・社会貢献に寄与している。	コミュ子ども					A					○ ○																			

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																								評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	100周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
8 社会連携・社会貢献	（前頁の続き）	（前頁の続き）	（前頁の続き）	（前頁の続き）	6.キリスト教を教育の基本理念とする西南学院大学の付属機関として、キリスト教文化、教育文化、地域文化等の発展と普及を実物資料によって示し、大学教育のみならず、地域に根差した施設として地域文化の向上と生涯学習の実践に貢献する。	博物																								A			（前頁の続き）	（前頁の続き）		
					7.校友行政を充実させ、同窓生との連携の充実を図っている。	基本問題							◎																				A			
					8.文部科学省の「スポーツ基本法」の公布に伴う「スポーツ基本計画（生涯にわたる機会と場所において、スポーツを行うことができるようにする）」の実現に向けて努力している。	体育																			B											
9 1 管理運営	911 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。	中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知 意思決定プロセスの明確化 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 教授会の権限と責任の明確化	【達成度①】意思決定プロセスや、権限・責任（教学組織と法人組織との関係性含む）、中長期の大学運営のあり方を明確にした管理運営方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。	1.意思決定プロセスや、権限・責任（教学組織と法人組織との関係性含む）、中長期の大学運営のあり方を明確にした管理運営方針を定めていること。 2.適切な手段によって管理運営方針を教職員が共有していること。	911-【達成度①】総括	基本問題				A																							「西南学院ビジョン及び中長期計画」に必要な要件を満たした管理運営方針を定めている。また、2016年度に基本問題点検評価委員会において、新たに「管理運営の方針」を策定した。	策定した「管理運営の方針」を、2016年度に教職員で共有する。		
					1.「21世紀の西南学院ー課題、基本方針、計画ー“Impacting the World”」、「学長の所信表明」、「西南学院ビジョン及び中長期計画」に、必要な要件を満たした管理運営方針を定めている。	基本問題				A																										
					2.適切な手段によって管理運営方針を教職員が共有している。	基本問題				A																										
			【達成度②】方針に基づき、適切な規程を整備し、規程に則った管理運営を行っているか。	3.方針に基づき、適切な規程を整備し、規程に則った管理運営を行っていること。	911-【達成度②】総括	基本問題				A																						「学校法人西南学院寄附行為」等を制定し、管理運営における法人組織の役割や機能、権限、責任を規定している。また、「西南学院大学学則」等を制定し、管理運営における教学組織の役割や機能、権限、責任を規定している。	必要に応じて、前述した規程等を改正し、管理運営における法人組織や教学組織の役割や機能、権限、責任の適正化を図る。		
					3.管理運営上における法人組織の役割や機能、権限、責任が関係規程に規定されている。	基本問題		A																										
					4.管理運営上における教学組織の役割や機能、権限、責任が関係規程に規定されている。	基本問題		A																										
					5.規程に沿って意思決定が行われている。	基本問題		A																										

2015年度自己点検・評価結果

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																									評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	100周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
91 管理運営	（前頁の続き）	（前頁の続き）	【達成度④】管理運営に関する検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	1.管理運営の適切性を検証する責任主体として、基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記していること 2.基本問題点検評価委員会で、定期的に管理運営の適切性を検証し、抽出された課題を改善していること	911-【達成度④】総括	基本問題				A																						「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に基づき、基本問題点検評価委員会を開催し、大学の運営に関する諸事項について各部局の自己点検評価結果を検証した。	今後も基本問題点検評価委員会を継続的に開催し、大学の運営に関する諸事項について各部局の自己点検・評価結果を検証する。		
					1.管理運営の適切性を検証する責任主体として、基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記し、検証プロセスを適切に機能させている。	基本問題				A																												
					2.基本問題点検評価委員会で、定期的に管理運営の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。	基本問題				A																												
	912 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。	関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用 学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性	【基盤①】学長をはじめとする所要の職を置き、また教授会等の組織を設け、これらの権限等を明確にしていること。	1.学校教育法、大学設置基準等教育関連法令に基づく役職者及び組織が配置・設置されていること。	912-【基盤①】総括	基本問題				A																						「学校法人西南学院寄附行為」「西南学院大学規程」等を制定し、学校教育法、大学設置基準等教育関連法に基づく役職者及び組織を配置・設置している。	必要に応じて「学校法人西南学院寄附行為」「西南学院大学規程」等を改正し、学校教育法、大学設置基準等教育関連法に基づく役職者及び組織の配置・設置について適正化を図る。		
					1.学校教育法、大学設置基準等教育関連法に基づく役職者及び組織を配置・設置している。	基本問題		A																												
			【達成度②】方針に基づき、適切な規程を整備し、規程に則った管理運営を行っているか。	2.学長等の教員系列役職者の役割や機能、権限、責任、選考方法が関係規程に規定されていること。 3.方針に基づき、適切な規程を整備し、規程に則った管理運営を行っていること。	912-【達成度②】総括	基本問題				A																						「学校法人西南学院寄附行為」「西南学院大学規程」「西南学院大学学長推薦規程」「西南学院大学学長推薦に伴う予備選挙実施規則」等を制定し、学長等の教員系列役職者の役割や機能、権限、責任の規定、及び学長等の教員系列役職者の選考方法を規定している。	必要に応じて、「学校法人西南学院寄附行為」「西南学院大学規程」「西南学院大学学長推薦規程」「西南学院大学学長推薦に伴う予備選挙実施規則」等を改正し、学長等の教員系列役職者役割や機能、権限、責任の規定、及び選考方法の適正化を図る。		
					2.学長等の教員系列役職者の役割や機能、権限、責任が関係規程に規定されている。	基本問題		A																												
					3.学長等の教員系列役職者の選考方法が関係規程に規定されている。	基本問題		A																												
					4.規程に沿って役職者選考が行われている。	基本問題		A																												
	913 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。	事務組織の構成と人員配置の適切性 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用	【基盤②】法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務等を行うための事務組織を設けていること。また、必要な事務職員を配置していること。	1.法人及び大学の管理運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務等を行うための事務組織を設けていること。 2.各部署の特性に応じて事務職員が適正数配置されていること。 3.職員の採用・昇格等に関する諸規程が整備され適切に運用されている。	913-【基盤②】総括	基本問題				A																						「学院の使命」及び「事務局の目指す姿」を念頭におき、また、社会情勢の変化に伴う業務環境の変化に対応するために事務局組織改編を実施しているが、その際に、各部署の適正職員数の策定や専門的職員の必要性の検討を行っている。事務局職員採用や昇格等に際しては、事務局職員就業規則に則って採用・昇格等を行っている。	向こう5年間、多くの退職者が発生する予定である。その間の対応については、可能な限り、採用シミュレーションに沿う形の採用を実施していく方針である。新規職員採用等に関しても、今後も同様の取り組みを行う予定である。		
					1.「学院の使命」及び「事務局の目指す姿」を念頭に置き、また、社会情勢の変化に伴う業務環境の変化に対応するために事務局組織改編を行っている。	基本問題				A																												
					2.各部局の適正職員数を策定し、適正数配置している。	基本問題			A																												
					3.各部局の業務の特殊性を勘案した専門的職員を配置している。	基本問題			A																												
					4.事務局職員就業規則に職員の採用・昇格等に関する基準が規定されている。	基本問題			B																												
					5.事務局職員就業規則に沿って採用・昇格等が行われている。	基本問題			A																												

2015年度自己点検・評価結果

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																									評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	100周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
91 管理運営	914 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。	人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善 スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性	【達成度③】事務職員の資質向上に向けた研修等の取り組みを行って改善につなげているか。	1.人事考課に基づく適正な業務評価が行われ、評価と処遇が連動していること。 2.事務職員の資質向上に向けた研修等の取り組みを行って改善に繋げていること。	914-【達成度③】総括	基本問題				A																								人事考課制度は、各種根拠規定に基づき運用されている。2015年度に関しては、苦情申し立てはなかった。評価と処遇の連動に関しては、評価が昇格に影響を及ぼすことから、間接的には連動しているが、昇給との連動はされていないため、直接的には連動していない。職員に対する研修制度の枠組みは現状を維持し、個別の研修内容については改善を図りながら実施した。	評価と処遇の直接的な連動に関しては、現行制度の構造上の問題、すなわち現在の評価分布で制度設計した場合、総人件費が増加する問題をどのように解消していくかが課題である。組合との交渉も経る必要があることから難しい課題であると言える。職員対象の研修に関しては、各種研修の改正を引き続き実施していく中で内容の充実を図る予定である。		
					1.適正な人事考課が行われ、評価と処遇が連動している。	基本問題			A																												
					2.職員の能力開発のために、年間計画に基づいてSDが実施されている。	基本問題			A																												
92 財務	921 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。	中・長期的な財政計画の立案 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性	[大学財務評価分科会評価事項] 【達成度①】教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）を確立しているか。	1.本学の事業推進と使命達成が可能となる安定した財政基盤が確立されていること。	921-[大学財務評価分科会評価事項] 【達成度①】総括	基本問題				A																							コストセーブとコスト意識徹底のため、全国消費者物価指数を考慮し粗餐編成方針に反映させたり、決算時に予算額と一定額以上の差異がある場合各部署において予算残高理由書を作成・提出する仕組みをとっている。入試制度の見直しや改善を行い、2015年度は大幅に志願者が増加した。2016年の創立100周年に向けて、2013年7月に募金事業を開始した。西南コミュニティーセンター主催講座の拡充により収益が上がった。	2016年度は英語の資格・検定試験を活用した制度や大学入試センター試験廃止後を見据えた新たな入試制度の導入を検討し、学生数の確保及び質の維持に努める。また、創立100周年記念募金事業を継続して校友及び企業に対して継続的に協力依頼を行う。		
					1.収入を安定、強化させるための方策を策定し、実施している。																																
					1-1【寄附金関係】	基本問題							◎																					A			
					1-2【受験者数、入学者数、在学生数関係】	入試																							A								
					1-3【経常費補助金（一般補助）関係】	基本問題		B																													
					1-4【事業収入関係】	コミュ子ども						A																									
					2.支出を抑制するための方策を策定し、実施している。																																
					【人件費関係】	基本問題			C																												
					【その他】	基本問題									A																						
			【達成度②】中・長期の教育研究計画に対する中・長期的な財政計画を策定しているか。また、それらの関連性が適切であるか。	1.中・長期的な教育研究計画を実現するための財政計画を策定していること。 2.中・長期的な教育研究計画と財政計画の関連性が適切であること。	921-【達成度②】総括	基本問題				A																							中・長期的な教育研究計画を実現するための財政計画を5年毎に策定しており、この財政計画に沿って本学の事業・諸活動が実施されている。単年度の事業報告等や新たな財政計画を公表する前に、前回計画分の総括を行っている。	現在の財政計画は、実施事業を各学部や各部署から募ったもので構成していることから、大学として取り組むべき側面と関係部署が実施したいと考える側面がやや混在している。このような点を今後、ビジョンと中期計画を策定する上で財政計画の取扱を継続的に検討する。また、事業報告書等で実施状況を管理する際に、中期的な教育研究計画と財政計画の関連性を踏まえての内容となるよう継続的に改善に取り組んでいく。		
					1.中・長期的な教育研究計画を実現するための財政計画を策定している。	基本問題				A																											
					2.策定した財政計画に沿って本学の事業・諸活動が実施されている。	基本問題				A																											
			【達成度③】教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための仕組みを導入（整備）しているか。	1.教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための仕組みを導入（整備）していること。	921-【達成度③】総括	基本問題				A																							特別予算編成、予算超過申請については申請時に、経理検討委員会において厳正に審議している。	特に問題ないため、現状を維持する。		
					1.教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための仕組みを導入（整備）している。	基本問題									A																						

2015年度自己点検・評価結果

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																								評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	100周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
92 財務	（前頁の続き）	（前頁の続き）	【達成度④】文部科学省科学研究費補助金、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用等の状況は、当該大学の財政基盤の充実を図る上で適切であるか。	1.安定した財政基盤を確立するために、外部資金等を積極的に獲得していること。 2.安定した財政基盤を確立するために、安全かつ効果的な資産運用を行っていること。	921-【達成度④】総括	基本問題				A																							外部資金獲得強化のための方策については、教育・研究推進課を中心に継続的に検討され改善が実施されている。また、安全かつ効果的な資産運用のため、毎年度運用方針を検討し、資金運用・管理に関する基準（ガイドライン）に沿った運用を実施しており、元本リスクは負わないことを原則としている。	外部資金を獲得するために2014年度から研究インキュベート制度を改定した。それにより学内の応募が増加した。今後は研究費への申請が増えて採択に結びつくことが期待される。学院全体の資金運用面については、資金運用委員会でリスクの分散等の研究を進めながら、より効果的な資金の運用を図る。		
					1.外部資金獲得強化のための方策を策定し、実施している。	基本問題				A																										
					2.安全かつ効果的な資産運用のための方策を策定し、実施している。	基本問題									A																						
			【達成度⑤】当該大学の財務関係比率に対する自己点検・評価における指標や目標を示しているか。また、実際の各関係比率はそれらの目標等に照らして十分に達成されているか。	1.大学の財務関係比率に対する自己点検・評価における指標や目標を示していること。 2.財務関係比率が自己点検・評価における指標や目標に照らして十分に達成されていること。	921-【達成度⑤】総括	基本問題				B																										全国平均値を目標値として、財務比率の比較・検証を行い、全国平均を上回っているものは維持、下回っているものは全国平均を上回るように、予算編成時に考慮しているものの、大学の財務関係比率に対する自己点検・評価における指標や目標を示していない。	2016年度に、適切な財務関係比率に対する指標を策定する。
					1.大学運営上、適切な財務関係比率を設定し、自己点検・評価における指標や目標を示している。	基本問題									B																						
					2.設定した財務関係比率に近づけるための各種方策を策定し、実施している。	基本問題			×						B																						
	922 予算編成および予算執行は適切に行っているか。	予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立	[大学財務評価分科会評価事項] 【基盤①】財務監査を、適切な体制、手続を整えて行っているといえること。監事による監査報告書を整備し、私立学校法第37条第3項に定める学校法人の業務および財産の状況を適切に示しているといえること。	1.財務監査を適切な体制、手続により行っていること。（監事、公認会計士、内部監査室による三様監査） 2.監事による監査報告書が法令に定める要件を満たしていること。	922-[大学財務評価分科会評価事項] 【基盤①】総括	基本問題				A																							監事監査に加えて、三様監査（公認会計士、監事、内部監査室の連携）が行われている。監査法人に関しては、定期監査時以外にも適宜会計処理等の相談を行い、適切な会計処理に努めている。また、監査報告書は、法令の要件を満たしている。	特に問題ないため、現状を維持する。		
					1.財務監査を適切な体制、手続により行っている。	基本問題									A																						
					2.監査報告書が法令に定める要件を満たしている。	基本問題									A																						
			[大学財務評価分科会評価事項] 【達成度①】予算配分と執行のプロセスの明確性・透明性や、監査の方法・プロセス等の適切性について、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切に検証を行って改善につなげているか。	1.予算配分と執行のプロセスの明確性・透明性や、監査の方法・プロセス等の適切性を検証する責任主体として、基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」及び「細則」にその権限、手続を明記していること 2.基本問題点検評価委員会で、定期的に予算配分と執行のプロセスの明確性・透明性や、監査の方法・プロセス等の適切性を検証し、抽出された課題を改善していること	922-[大学財務評価分科会評価事項] 【達成度①】総括	基本問題				A																							予算編成方針に基づき各部署は予算要求原案を作成している。予算原案は、経理検討委員会において協議され、さらに予算査定会議で査定された後、常任理事会に諮られる。その後、評議員会への諮問を経て理事会で決定されており、適切に予算編成が行われている。	予算配分と執行のプロセスの明確性・透明性を確保するために、予算執行時決裁権限内規に規程された予算執行権限を財務システムの承認権限を設定することにより遵守している。また、予算額と決算額の一定額以上の差異については各部署において予算残高理由書を作成・提出する仕組みとなっている。しかし、予算執行に伴う効果の分析・検証を行うには至っていない。		
					1.予算編成方針に基づき予算編成を適切に行っている。	基本問題									A																						
					2.予算配分と執行のプロセスの明確性・透明性や、監査の方法・プロセス等の適切性を検証する責任主体として、基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続を明記し、検証プロセスを適切に機能させている。	基本問題									A																								
					3.基本問題点検評価委員会で、定期的に予算配分と執行のプロセスの明確性・透明性や、監査の方法・プロセス等の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。	基本問題									B																						

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																								評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	10周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
10 内部質保証	1001 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。	自己点検・評価の実施と結果の公表 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応	【基盤①】自己点検・評価を定期的に実施していること。	1.「西南学院大学自己点検・評価規程」および「西南学院自己点検・評価活動実施概要」に従って自己点検・評価を定期的に実施していること。	1001-【基盤①】総括	基本問題				A																							「西南学院大学自己点検・評価規程」及び「西南学院自己点検・評価活動実施要領」に従って自己点検・評価を定期的に実施している。2015年度は、全学点検評価委員会を3回、全学点検評価委員会幹事会を4回開催したほか、各部局において個別点検評価委員会を開催し、自己点検・評価に取り組んだ。	2016年度以降も、従来同様、全学的に自己点検評価に取り組む。及び、2017年度に受審する大学基準協会の認証評価への対応を通じて抽出した課題の改善に積極的に取り組む。		
					1.西南学院大学自己点検・評価規程および西南学院自己点検・評価活動実施概要に従って自己点検・評価活動を定期的に実施している。	基本問題				A																										
			【基盤②】受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって、必要な情報(※)を公表していること。 ※ここでいう必要な情報とは下記の事項を指す ・学校教育法（同法施行規則）によるもの ・財務関係書類 ・自己点検・評価の結果	1.受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって、必要な情報を公表していること。	1001-【基盤②】総括	基本問題				A																							教育研究情報に加えて、毎年度の財務情報、自己点検・評価結果の詳細および集約版の公開など、ホームページにおいて法令を上回る情報を公開し、本学の課題や改善点を明らかにしている。情報公開においては、受け手によりわかりやすい内容と方法とするため随時見直しを行い、2015年度末までにホームページのリニューアルを進め、スマートフォン対応も充実させた。	今後も、従来行ってきた自己点検・評価結果の公表、及び情報公開の内容・方法の適切性に対応する。具体的には、2017年度に受審する大学基準協会の認証評価で作成する2016年度点検評価報告書の公開、及びホームページのアクセス解析の継続等を行う。		
					1.適切な手段・方法によって、法令を上回る情報を公開している。	基本問題				A																										
					2.財務内容、事業計画の公開において、本学の課題・改善点が明らかにされている。	基本問題									B																					
					3.自己点検・評価報告書の公開において、本学の課題・改善点が明らかにされている。	基本問題				A											○															
					4.情報公開の要請に対する体制が整備され、適切に運用されている。	基本問題					A													△											
					5.情報公開において、受け手に分かりやすい内容と方法になっている。	基本問題					A																									
					6.自己点検・評価における各種方針を公開している。	基本問題				A																										

大学基準協会 大学基準				本学目標		個別点検評価委員会	支援部署																								評定S・Aの場合に記入		評定B・Cの場合に記入	
大学基準	点検・評価項目	評価の視点	留意すべき事項	到達目標	評価指標		総務	秘書	人事	企画	広報	エクス	事務シ	10周	経理	施設	内部	宗教	学生	教務	大学院	法科	図書	学研	教研	体育	情セ	国セ	入試	言語	博物	就職	ボラン	校友	点検評価（効果が上がっている事項）	将来に向けた発展方策（伸長方策）	点検評価（改善すべき事項）	将来に向けた発展方策（改善方策）
10 内部質保証	1002 内部質保証に関するシステムを整備しているか。	内部質保証の方針と手続きの明確化 内部質保証を掌る組織の整備 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底	【達成度①】質保証を積極的に行うための大学の姿勢を明らかにし、内部質保証システムを整備しているか。また、そのシステムを適切に機能させているか。 （評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する） ＜内部質保証システム＞・学外者の意見を聴取する等、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるための工夫が見られること。 ・文部科学省及び認証評価機関からの指摘事項に対して、適切に対処しているといえること。 ・大学の諸活動における検証と見直しのシステムが実行されているかを把握していること。	1.内部質保証を積極的に行うための大学の姿勢を明らかにし、内部質保証システムを整備していること。	1002-【達成度①】総括	基本問題				B																								本学では内部質保証の方針を定めて内部質保証の構築に努めており、この方針を掲載した自己点検・評価実施要領を学内のポータルサイトや自己点検・評価システムに掲載し、教職員で共有している。しかし、自己点検・評価結果を内部質保証に繋げるための自己点検・評価結果の活用や外部評価の導入が課題である。	自己点検・評価規程第6条2項に、外部有識者からの意見を求めることを可能とした体制整備を明記しているが、具体的な検討はこれからの課題となっている。2017年度に受審する大学基準協会の認証評価への対応等を通じて、自己点検・評価結果を内部質保証に繋げるための活用の方法や、第三者評価の体制について、大学・大学院・法科大学院全体で今後検討する必要がある。
					1.内部質保証に関する方針を定めている。	基本問題				A																											
					2.適正な手段・方法によって内部質保証に関する方針を教職員が共有している。	基本問題				A																												
					3.内部質保証システム及び組織体制を整備し、適切に運用している。	基本問題				B							○																				
					4.大学基準協会等の第三者機関による定期的評価の他に、外部からの評価を受ける組織と体制が整備されている。	基本問題				B																												
	1003 内部質保証システムを適切に機能させているか。	組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 教育研究活動のデータ・ベース化の推進 学外者の意見の反映 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応	10-0-2の「留意すべき事項」と同じ	2.内部質保証システムを適切に機能させていること。	5.文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項に対して適切に対応している。	基本問題				A																											
					6.大学、大学院、法科大学院の教育・研究および管理運営の質保証を担保するための責任主体・組織、権限、手続、方法がに規定されている。（学外第三者評価の活用も含む）	基本問題				A																												